

## ● 日当・宿泊料の改訂について

## ＜旅費支給要領の改正概要＞

## 国内宿泊料・日当

(単位:円)

区分	宿泊料	日当
教職員等	11,400	2,400
学生	8,200	1,700

⇒

区分	宿泊料	日当
役員・副学 長・指定職・ 部局長	14,000	3,000
教授・ 准教授・部長	13,000	2,500
その他教職 員	11,400	2,400
学生	8,500	1,700

## 外国宿泊料・日当

区分	欧米・中近東		その他	
	宿泊料	日当	宿泊料	日当
教職員等	19,100	6,200	13,200	4,300
学生	14,700	4,800	10,200	3,400

⇒

区分	欧米・中近東		その他	
	宿泊料	日当	宿泊料	日当
役員・副学 長・指定職・ 部局長	25,000	8,000	17,000	5,000
教授・ 准教授・部長	22,000	7,000	15,000	5,000
その他教職 員	19,300	6,200	13,200	4,300
学生	16,000	5,000	10,200	3,500

## 対象の旅費

令和元年10月1日以降の旅行について適用

## ＜旅費システムの対応時期等＞

改訂にかかる自動計算機能（出張者ごとの職名区分データに対応）のシステム改修を9月中旬以降に行う予定です。改修の完了は別途旅費システム内でお知らせいたします。